

半田市競争入札参加者心得書

(趣 旨)

第1条 この心得書は、市の発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に関する競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 破産者

2 入札参加者が前項の各号のいずれかに該当した場合は、特別な理由があるときを除き、その入札参加者に対して行った指名を取り消し、又は入札に参加させない措置を講ずる。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した者については、指名を取り消し、又は入札に参加させない措置を講ずることがある。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った入札参加の指名若しくは入札参加

資格を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、当該入札前に見積る契約金額の100分の5以上又は市長が定めた入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

(2) 指名競争入札にあつては指名競争入札通知書(以下「指名通知書」という。)、制限付き一般競争入札にあつては入札公告文において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされた場合

2 入札参加者は、前項第1号により入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合は、入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の担保の提供)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債及び地方債

(2) 政府の保証のある債券

(3) 市長が確実と認める社債

(4) 銀行に対する定期預金債権

(5) 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手

2 前項に掲げる担保の価値は、国債及び地方債にあつては額面金額、その他の債券にあつては券面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格)の10分の8の金額、定期預金債権にあつては債権金額の10分の10の金額、小切手にあつては券面金額によるものとする。

(入札保証金等の納付方法)

第7条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 市は、入札保証金の納付があつたときには、納付証明書を当該納付者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用するものとする。

(入札の基本的事項)

第8条 入札参加者は、市から指示された設計図書、その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 前項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令に接触する行為を行ってはならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封かんし、指名通知書に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出するものとする。

2 指定した時間に到着しない者は、入札に参加させない。

3 第1項に規定する入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合はこの限りでない。

4 郵便等による入札は認めないものとする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を提出することにより行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することにより行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第12条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の成立)

第13条 入札参加者が一者であるときは、当該入札は成立しない。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

(入札の中止等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止又は延期することがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。ただし、電子入札においてはこの限りでない。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

(3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(6) 記名及び押印のない入札

(7) 入札書の記載事項が確認できない入札

(8) 工事費内訳書の提出が必要な入札で、当該内訳書の提出がないもの、当該内訳書に記載のないもの又は当該内訳書の金額が入札書のコピー金額を下回るもの

(9) 前号に定めるもののほか、必要な書類の提出がない入札又は当該書類に記載のない入札

(10) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

2 電子入札による入札にあつては、前項第6号を除く各号に該当するもののほか電子署名又は電子証明書のない入札は、無効とする。

(落札者の決定)

第17条 開札後に直ちに予定価格調書を開封し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保

するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格又は低入札調査基準価格を設定したときは、次の各号による。

(1) 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 低入札調査基準価格を設定したときは、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合に落札者の決定を保留し、低入札者のうち最低の価格をもって入札した者又は総合評価における評価値が最も高い者に対し、契約の相手方とすることの適否を調査する。その結果、契約の履行が確保できると認めた場合は、当該低入札者を落札者とする。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(1) 第16条第1項第6号及び第7号を除く各号のいずれかに該当する入札

(2) 前条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

3 入札の執行回数は3回を限度とし、落札しない場合は、他の業者に指名替えを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 予定価格と最低入札金額の差が小額の場合

(2) 特殊工事等及び特別な物品等で、他に指名する業者がない場合

(3) 災害復旧工事等で緊急又は短期間内に工事等を施行する場合

(4) その他やむを得ない事情がある場合

(再度の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第21条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第22条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）又は契約担当者が指定した日のいずれか早く到来する日までに契約書（契約書の作成を省略するときにあつては請書）に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が前項の契約書（契約書の作成を省略するときにあつては請書）を提出しない場合は、落札はその効力を失うことがある。

(契約の確定)

第23条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は契約担当者及び落札者がともに契約書に記名押印したとき、請書による契約にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を経なければならない契約)

第24条 半田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年半田市条例第42号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、半田市議会の議決を経たうえ、契約担当者及び落札者がともに契約書に記名押印したとき、契約を確定する。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に基づく企業会計事業の発注に係るものについては除く。

(入札保証金等の還付等)

第25条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下同じ。）を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

2 入札保証金は開札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付した場合（契約保証金の納付に代えて担保が提供されるときにおいては、当該担保の提供後）に還付する。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあつては、契約を締結したとき又は請書を提出したときに入札保証金を還付する。

4 入札保証金の還付を受ける場合、預かり証等を入札担当者に提出するものとする。

5 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の没収及び損害賠償)

第26条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

2 入札保証金を納付しない場合において、落札者が契約を締結しないときは、落札者は民法（明治29年法律第89号）第415条の規定に基づき、これにより生じた市の損害を賠償しなければならない。

(電子入札)

第27条 電子入札については、半田市電子入札実施要綱及び半田市物品等電子入札実施要綱の規定を優先するものとする。

(その他)

第28条 この心得書に定めのない事項については、関係法令及び半田市財務規則に定めるところによる。

附 則

この心得書は、平成30年7月1日から実施する。